

掛川市条例第4号

掛川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月29日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「、100分の15」を「100分の15、市長が別に定める地域に在勤する職員にあっては100分の18を超えない範囲内で市長が別に定める割合」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。